10・13集会妨害国賠を支援する会ニュース

発行 10・13集会妨害国賠を支援する会

共同代表 池田龍雄、伊藤成彦、斎藤貴男、信太正道、崔善愛、橋本 勝連絡先:〒113-0033 東京都文京区本郷2-16-9-301 TEL03-3868-6630 FAX03-3868-6631

不当判決糾弾!

"集会場前に公安警察が蝟集するのは「参加者に不快感や相当の違和感」を与えるが、革マル派が参加していれば参加者全員を監視してもビデオ盗撮してもかまわない"?! 6・4東京地裁

「集会の自由」を守るため、控訴審をたたかおう!

政府による〈戦争と貧困の強制〉に反対する市民集会を、60 名もの公安警察官が監視・威圧しビデオ盗撮までおこなった――これに対して、私たちは「集会の自由」を守るために 10·13 集会妨害国賠訴訟を進めてきました。「これを許せば、政府の施策に反対する集会は警察の監視下でなければおこなえなくなる」、と危機感を持つ多くの方々に支えられ、200 名を超す大弁護団のもとで憲法訴訟としてたたかってきたのです。

ところが、さる6月4日に東京地裁(小林久起裁判長)は、不当にも私たちの請求を棄却する判決を出しました。集会場前に公安警察が蝟集することは、参加者に「不快感や相当の違和感」をあたえるものであり「配慮する余地もあった」、と原告側主張を認めつつも、革マル派の人間も参加しているのだから集会参加者全員を公安警察が監視してもビデオ盗撮してもかまわない、というのです。警察による「集会の自由」の侵害に"お墨付き"を与えるこの不当判決を、私たちは断じて認めることはできません。

そもそも 10·13 集会は、森井眞さん(元明治学院大学学長)や土屋公献さん(元日弁連会長・故人)や古川路明さん(名古屋大学名誉教授)らがよびかけて、戦争に反対するさまざまな市民が集まって実現された集会です。運営の一切は、森井さんら呼びかけ発起人の会合で論議し決定したことに基づいてなされており、どこの政党政派によるものでもありません。したがっ

てまた、集会の趣旨に賛同するすべての市民に 開かれたものです。それらのことは、森井さん ご自身の法廷での具体的かつ詳細な証言をはじ めとして、3年半にわたる裁判を通じて誰の目 にも明らかとなっていたことです。

ところが東京地裁は、被告東京都(警視庁)側の主張や公安刑事の証言(何の証拠にも基づかない"記憶"によるそれ)のみに依拠して、この集会には「革マル派」と見られる人間が関与しているとか参加しているからと称し、それを口実として、公安警察の監視やビデオ撮影を認めたのです。まさにこのような論理と手法は、戦前、国家権力が「アカ」とレッテル貼りした人々に過酷な弾圧をおこない、やがて一切ものの言えぬ暗黒の社会へ、そして悲惨な戦争へと突き進んだあの歴史を彷彿とさせるものではあ



判決直後の記者会見・報告集会(6・4 弁護士会館)

りませんか。いま、反戦平和の問題だけでなく、 原発の再稼働や消費税大増税に反対する市民・ 労働者・学生の闘いが大きく広がっています。 今回の判決は、それをおしとどめようとしてい る野田政権の意に沿ったものであり、極めて政 治的な判決だといえるのではないでしょうか。

原告・弁護団は直ちに東京高裁に控訴し、新 たな闘いに決起しました。これまで以上の多く の皆さんのあついご支援・ご協力を訴えます。

閉廷後、原告・弁護団は弁護士会館で記者会 見・報告集会をおこないました。多くのマスコ ミの記者、支援者が集まるなか、原告を代表し て森井眞さんが、普段の穏やかな表情とはうっ てかわり腹の底からの怒りもあらわに以下のよ うに述べました。

「今日の判決を、もし土屋公献さん、弓削達 さんが聞いていたら、どんなに怒ったかと思い ますよ!土屋さんも弓削さんも名前を貸してい たわけではないんです。自分の責任において、 あの集会を開いたんですよ!本当に熱心に、弓 削さんも土屋さんも、あの会の計画に関わって、 あの会をやっていたんです。

革マルの学生がたくさん来ていたかもしれま せんけども、だからといって、あの集会が革マ ル派の集会だって、裁判官は考えるわけでしょ。 こんなことを許していいんでしょうか!市民の 集会ですよ!市民の集会。革マル派の学生も市 民です。それも含めて、われわれ市民、国の主 権者ですよ。それが自由を奪われそうになって いることに対して断固として闘った。それをあ の裁判官は、われわれの話を全然聞いていない。 あるいは、耳で聞いていても、われわれの心が 彼らの心に届かないんですね!これが日本の法

【10・13集会妨害国家賠償請求訴訟とは】

2008年10月13日に、東京·なかのZERO大 ホールで反戦・平和の集会 [怒りの大集会] が開かれ た。これにたいして、帽子・マスク・サングラス等を 着用し異様な格好をした警視庁の私服警察官約60名 が会場入口前で集会参加者を監視・威圧したばかり か、近くのコーヒーショップの中から3人の私服警 官がビデオカメラで参加者を盗撮するという驚くべ き事態が発覚した。「集会の自由」を侵害する違憲・違 法のこの集会妨害にたいして、集会の呼びかけ発起 人である土屋公献氏、森井眞氏、古川路明氏ら4名 が原告となり、東京都(警視庁)を相手どって、国家 賠償請求訴訟を起こした。

廷。許していいんでしょうか、こんなことを! 本当に私は腹が立ちました。あの集会を革マ ル派の集会と決めつけていることに対する、私 たちの怒り。許してはいけないと思います。

私は、近代最悪の法と言われる治安維持法の 時代を生きました。そして戦争を経験した世代 です。あの治安維持法は限りもなく拡大解釈さ

れて、われわれ 国民の自由をま ったく奪ってい ったんですよ! 思想の自由、結 社の自由、表現 の自由、その他。 今まさにそれが 行われようとし ているんじゃな いでしょうか。 あの日本に、絶 対に戻してはな



怒りもあらわに発言する森井さん

らない!それ がわれわれの思いです。なんとしても、弁護士 の先生にがんばっていただいて、闘わなければ ならないと思います。

私は、あの集会に参加した何人かの若い女性 に直接聞きましたけれども、変な格好をした警 察がうろうろして、どんなにいやな思いをさせ られるのか。ところがそれを、警察は妨害して いないって言うんですね。この無神経さ、鈍感 さ。われわれ国民の自由を守る責任を負ってい るあの役人たちが、こんなに鈍感で無神経でい いんでしょうか。われわれを守れるんでしょう か。絶対に許してはならないと思います。

私たちはあの、2001年の例のニューヨー クの事件の時に、これは大変な犯罪行為なんで、 当然責任者が捕らえられて法によって裁かれな ければならない事件ですね。ところが、ブッシ ュはそんなこと全然考えないで、いきなり戦争 だって言いました。十字軍だ、報復戦争だ、と。 戦争はたくさんの人を殺すことになる。無辜の 民をたくさん殺すことになる。そんなことを許 していいのか。アメリカの軍需産業を盛んにす るために、アメリカの石油の資本を守るために、 無辜の民をアフガンや何かで何万と殺す、そん なことをわれわれは許していいんでしょうか。 人間の一人として、私たちは絶対にそれを許せ ないと思ったんです。ところが、ブッシュの戦争を小泉首相は肯定しました。賛成しました。 私は日本人として、本当に恥ずかしかった。そして、日本をこんな国にしてはいけない、またあの戦争をやりかねない、そんな国に、この日本を絶対にしてはいけない。

そんな思いで、何とかしないといけないと思ったときに、弓削達さんたちが、あの会を始めたんです。私ははじめ知りませんでしたけれども、弓削さんと親しいものですから、弓削さんに誘われてこの会に入りました。そしてそれ以後、一生懸命いま言ったようなかたちでですね、日本を昔の日本に返しちゃいけない、私たちの自由が奪われるような国、私たちの尊厳が否定されるような国、そんな国に、絶対に日本をしてはいけない。何のために生きてきたか!

私は2年近く兵隊に行って、命を捨てたつもりで生きてきました。いままだ生きている、その意味は、あの日本に、この日本を返してはいけないというその思い、本当に、やっぱりそれなんです。何とかして、きょうの、本当に、あの裁判官の話を聞いて、私は、なんて情けない人間!心のない人間!そして、これが日本の法廷!日本の国!こんなことは本当に、私は日本人として、日本を愛する日本人の一人として、こんなことは絶対に許してはいけないと思いました。

戦争中、あるいは戦争で、お上の気に入らないことをやったり言ったりする人間を、アカだって決めましたよ。そして、いま今度は、お上を批判する者を革マルと。同じことをくり返そうとしているんじゃないですか!本当に許してはいけない。

みなさん、弁護士先生のご活躍をこれから私、 お願いいたしますけれども、みなさんもぜひ、 できるだけ多くの人に、本当にできるだけ多く の人が、この裁判を支持してくださって、われ われの自由を守るため、われわれの尊厳を守る、 それが世界の人間の尊厳を守るためなんです。 日本人だけじゃないんです。世界中の人間の尊 厳を守るために、最後まで闘ってまいりましょ う。みなさん、どうぞよろしくお願いします。」 92 歳のご高齢とはとても思えない迫力に満ち た森井さんの発言に、会場からの熱い拍手が鳴

次に、訴訟を支援する会を代表して、中央 大学名誉教授の伊藤成 **彦**さんが発言しました。

りやみませんでした。

「この判決は、あれはアカだ、アカは排除していい、人間扱いしなくていい、というのと全く同じ発想だと思いました。そもそも革マ



伊藤成彦さん

ル派という人たちをどうやって一般の人と区別するのでしょうか。区別すること自体が差別ではないのでしょうか。革マルであろうと共産党であろうと、アカであろうとシロであろうと、その人たちがこの日本の中で法律に従って普通の暮らしをして主張しているとすれば、それを差別するのは明らかに憲法違反です。」

そして、森井さんと ともにこの裁判の原告 である**古川路明**さん(名 古屋大学名誉教授)が、 控訴審をたたかう決意 を述べました。

「私たちの『怒りの 大集会』を、何とかと いう集団が参加してい るから公安警察が妨害 していいという。ある意



古川路明さん

味で非常に危険な世の中になっています。裁判は苦手ですが、集会も裁判も一生懸命やるつもりですので、どうぞよろしくお願いします。」

裁判で証言台に立った岩本昌子さんと三嶋静夫さんも発言しました。「昨日日比谷公会堂で行われた『怒りの大集会』に参加しましたが、ここでもやっぱりいやな格好をした奴らが見張っておりました。参加した私たちが皆犯罪者と見られているんでしょうか。とんでもないことで

10・13集会妨害国賠訴訟への絶大なる支援カンパをお願いします

振込先:郵便振替口座 00170-6-777598 加入者名「集会実行委員会」

す」(岩本さん)。「今日の判決を聞いて、『国体護持』の判決だ、と思いました。国がやることに反するものはすべてダメ、と。これからも勝利をめざしてがんばります」(三嶋さん)。

さらに弁護団の方々からも発言が続きます。 「この判決は被告の主張を証拠に基づかずに鵜 呑みにした判決です。『革マル派の危険性』を口 実にして一般の人の集会の主催と参加を否定す る、極めて遺憾な判決です」(矢澤曻治弁護団長)。 「警察がいま非常に肥大化し権限を強化して、 かつての特高警察のような形に近づきつつある。 そういう中での今回の判決だということを見落 としてはいけないと思います」(小林將啓弁護 士)。「この判決はごまかしに満ちている。徹頭 徹尾形式主義的思考法に汚染された判決です。 必ず控訴審で勝利判決を勝ち取るために奮闘し ます」(**渡辺千古**弁護士)。

また、橋本勝さん(イラストレーター) も発言した。「こういう馬鹿馬鹿しい判決を が日本の現実なんんで す。これからみなさん、たとえ 10 年かかって も、どうしようもない この司法を変えていく ためにがんばりましょう。」



橋本勝さん

声明

2012 年 6 月 4 日 10·13 集会妨害国賠訴訟原告・弁護団

- 1 本日東京地方裁判所民事第 33 部は、原告らが東京都に対して、公安警察が「視察」と称して集会参加者一人一人をチェックする行為=「監視」行為が、集会の自由の侵害であり違法であるとして損害賠償を求めた 国家賠償訴訟について、原告敗訴の判決を言い渡した。極めて不当な判決である。
- 2 原告らは「戦争を許さない市民の会」の共同代表として反戦・平和の運動に取り組むとともに、2008 年 10 月 13 日「なかの ZERO ホール」において戦争と貧困に反対する趣旨で「怒りの大集会」を主催して開催したが、その際、警視庁公安部公安二課所属の警察官をはじめ数十名の公安警察官が会場正面入り口前に蝟集し、単眼鏡やメモを使用するなどして集会参加者を一人一人チェックするという行為によって、集会参加者を威圧し「監視」しただけではなく、公安警察官らは、中野駅から会場に向かう道路に面したコーヒーショップ店内から少なくとも 2 台のビデオカメラによって集会参加者を隠し撮りし録画していた。

原告らは、2008 年 12 月 3 日、公安警察官の上記行為は憲法 21 条によって保障された集会の自由を侵害し違法であるとして、損害賠償を求め訴訟提起した。

従来、集会の自由の侵害に関し憲法判断された公の施設(地方自治体の設置する会館等)の使用許可をめぐる 事案とは異なり、本件は、公安警察による「監視」という行為そのものが集会の自由の侵害になることを問 うもので、集会の自由の本質にかかわる新たな領域についての憲法判断を求める訴訟であった。

3 ところが本判決は、公安警察官らの行為は適法であるとして、集会の自由の侵害になることを認めなかった。裁判所は、警察官らの証言のみに依拠し、本件集会を公安警察が視察=監視する必要があり、警察官らの監視行為は、適法な職務行為であるとして、原告らの訴えを斥けたものである。まさに、公安警察の言うがままに認定し、判断をしたものである。

本件における原告らの主張の核心のひとつは、公安警察官による監視を受けながらでなければ参加できない集会は、自由が保障されているとは到底いえないものであり、憲法 21 条が保障する集会の自由は公権力(警察)による監視とは本質的に相容れないということである。裁判所には、こうした集会の自由の本質について洞察を加え、公安警察官らによる集会の「監視」という行為について憲法に照らした判断をすることが求められていたのに、まったく皮相的な判断によって原告らの主張を退けたものであり、極めて不当である。

4 近時、国家の施策に異を唱える集会に対しては、公然、隠然たる圧力が加えられる事態が頻発しており、 集会の自由は危機的状況にあるといえる。「権力を握っている者に対して自由に批判を加える権利が保障され ているか」ということは民主的な国家であることの試金石であり、国家の施策に対して批判的な意見表明を する集会の自由が保障されることが今ほど問われる時はない。本判決は、こうした集会の自由の危機的状況 に棹さすもので到底容認することができない。原告らおよび弁護団は、直ちに控訴して闘いを続ける所存で ある。